



# — 2019年度 税制改正大綱速報 —

税理士法人ゆびすい

～ 改正項目一覧 ～

— 2019年度 税制改正大綱速報 —

【所得税編】

- 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除
- 空き家に係る譲渡所得の3,000万円の特別控除
- ふるさと納税における返礼品の縮小
- 適格ストックオプション税制対象者の拡大
- 未婚のひとり親に対する住民税の負担軽減
- 森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）の創設

【法人税編】

- 研究開発税制の見直し
- 中堅・中小・小規模事業者へ支援
- 事業継続力強化計画等（仮称）
- みなし大企業の範囲拡大
- 法人事業税の税率改正
- 医療保険業を営む法人の優遇措置
- 組織再編税制の改正（株式交換後の逆さ合併）
- 組織再編税制の改正（三角合併）
- 役員給与における業績連動給与の手続要件の見直し
- 過大支払利子税制の見直し
- 移転価格税制の見直し
- 大法人の電子申告義務化に伴う措置

【資産税編】

- 個人版事業承継税制の創設
- 教育資金等贈与・結婚子育ての非課税措置の見直し
- 民法の改正を絡めた相続税の改正
- その他の改正案

【その他編】

- 自動車関連税制の大幅な見直し
- 民法改正による年齢要件の引き下げ

所得税編 ～住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除～

2019年10月の消費税率引き上げに伴う住宅に係る需要変動の平準化のため、2019年10月1日から2020年12月31日までの間に消費税率10%が適用される住宅を取得した場合について、住宅ローン控除の控除期間を3年間延長する措置が設けられました。

▶ 改正の影響

増税	減税
—	○

【改正の内容】

毎年末の住宅ローン残高の1%を所得税・住民税から控除

従来

10年間(最大500万円)



最初の10年は同じで…

改正案

10年間(最大500万円)



3年間

「建物価格の2%の3分の1」と「毎年末の住宅ローン残高の1%」のいずれか低い額を控除

追加された3年間(11年目から13年目)については、具体的には以下の区分に掲げる場合に応じて、**いずれか少ない金額**が控除されます。

住宅の種類	控除される金額
一般の住宅	住宅借入金等の年末残高(4,000万円が限度)×1% 又は 建物の本体価格(4,000万円が限度)×2%÷3
認定長期優良住宅及び 認定低炭素住宅	住宅借入金等の年末残高(5,000万円が限度)×1% 又は 建物の本体価格(5,000万円が限度)×2%÷3
東日本大震災の被災者等に係る住宅借入金 等を有する場合の控除額に係る特例の対象 となる再建住宅	住宅借入金等の年末残高(5,000万円が限度)×1.2% 又は 建物の本体価格(5,000万円が限度)×2%÷3

【ポイント】

- 居住時期：2019年10月1日から2020年12月31日までの間にその者の居住の用に供した場合に適用できます。
- 留意事項：個人間取引により取得し、消費税率10%が適用されない場合には住宅ローン控除の期間は従来通りの10年間となります。

所得税編 ～空き家に係る譲渡所得の3,000万円の特別控除～

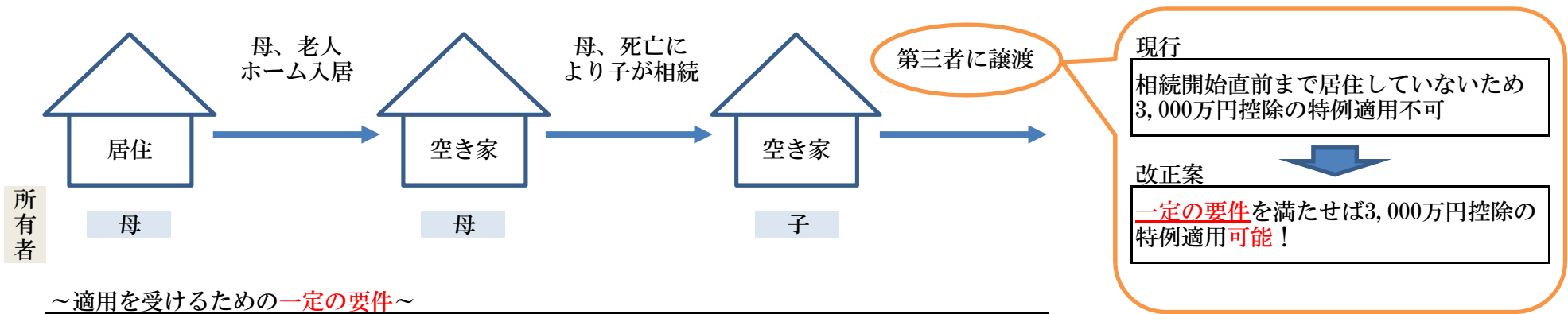
従来、被相続人の家屋を売却する場合において、その被相続人が相続開始直前に老人ホームに入居していた場合には、3,000万円の特別控除が適用できませんでしたが、今回の改正により、一定の要件を満たせば特別控除を適用できるようになり、さらに適用期限が4年延長されました。

▶ 改正の影響

増税	減税
—	○

【改正の内容】

従来適用できなかった被相続人が老人ホーム等に入居していた場合も、**一定の要件を満たせば適用可能**になりました。



所有者  
母  
母  
子

～適用を受けるための**一定の要件**～

①	被相続人が介護保険法に規定する要介護認定等を受け、かつ、 <b>相続の開始直前まで老人ホーム等に入居</b> していたこと
②	被相続人が老人ホーム等に入居した日から相続の開始直前まで、その家屋について <b>その者による一定の使用がなされ</b> 、かつ、事業の用、貸付の用又はその者以外の者の居住の用に供されていたことがないこと
③	2019年4月1日以後に行う被相続人居住用家屋又は被相続人居住用家屋の敷地等の譲渡であること

【ポイント】

- 適用期間：2019年4月1日から2023年12月31日までに行う譲渡
- 留意事項：基本的には特定居住用小規模宅地等の特例と同様の考えとなりますが、②の要件に「一定の使用」と記載があるので、具体的な内容がどうなるのかがポイントに挙げられます。

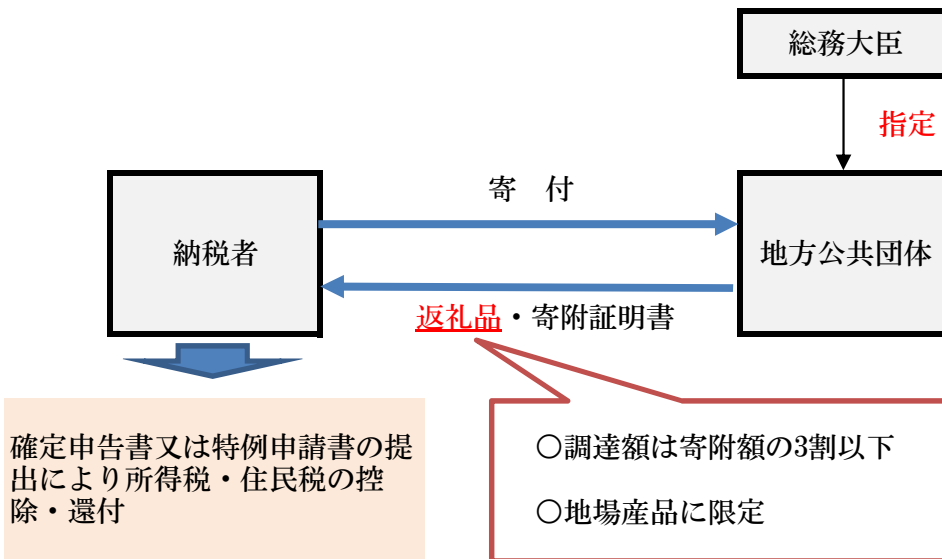
## 所得税編 ～ふるさと納税における返礼品の縮小～

ふるさと納税制度の健全な発展に向けて、一定のルールの中で地方公共団体が創意工夫し、地域活性化につなげられるよう、過度な返礼品を送付して制度の趣旨を歪めているような地方公共団体については、ふるさと納税の対象外にすることができるための制度見直しが行われました。

### ▶ 改正の影響

増税	減税
—	—

### 【改正の内容】



都道府県、市町村へ寄附をした場合には、確定申告書又は特例申請書の提出により、寄附金額の一部が所得税及び住民税から控除されます。

今回の改正は過度な返礼品競争を規制する目的で、各自治体へ返礼品について

- |   |                          |
|---|--------------------------|
| ① | 返礼品の調達額は寄附額の <b>3割以下</b> |
| ② | 返礼品は <b>地場産品</b> であること   |

が明記されました。

上記基準を満たした指定自治体に寄附をした場合にはふるさと納税の税額控除を受けることができますが、**指定対象外の自治体に寄附を行った場合**においては、返礼品を受けることはでき、**税額控除（特例控除）を受けることができない**こととなります。

### 【ポイント】

- 適用時期：2019年6月1日以後に支出する寄附金について適用されます。指定を受けていない自治体への寄附の全額が控除の対象とならないのではなく、下記の計算式の③の部分について税額控除が適用できないこととなります。
  - ①所得税の控除額：(ふるさと納税額-2,000円)×所得税率
  - ②住民税の控除額：(ふるさと納税額-2,000円)×住民税率
  - ③住民税の控除額：(ふるさと納税額-2,000円)×(100%-10%-所得税率) ※所得割額の20%限度

所得税編 ～適格ストックオプション税制対象者の拡大～

税制適格ストックオプションの対象者は、原則として社内の取締役や従業員に限定されていましたが、一定の要件を満たすことにより、社内の取締役や従業員以外も税制適格ストックオプションの対象となります。

▶ 改正の影響

増税	減税
—	△

【改正の内容】

(1) 付与対象者の範囲の拡大

現行		改正案
付与対象者	① 自社の取締役、執行役又は使用人	③ 認定新規中小企業者等（仮称）が同法の認定を受け同法に規定する新事業分野開拓計画に従って活用する取締役及び使用人等以外の者（特定事業者）
	② 発行株式総数の50%超を直接又は間接に保有する法人の取締役、執行役又は使用人	
権利行使期間	付与決議の日後2年を経過した日から付与決議の日後10年を経過するまでの間	
権利行使価額	ストックオプションに係る契約締結時の一株当たりの価額以上	
権利行使価額の制限	権利行使価額が年間1,200万円を超えない	

追加 →

(2) 国外転出時

特定事業者が取得した株式の譲渡等をするまでに国外転出をする場合には、転出時に新株予約権の行使日の株式の価額により株式の譲渡があったものとみなして、所得税が課されます。

(3) その他

特定事業者から権利を相続等した個人は、本制度の適用はありません。

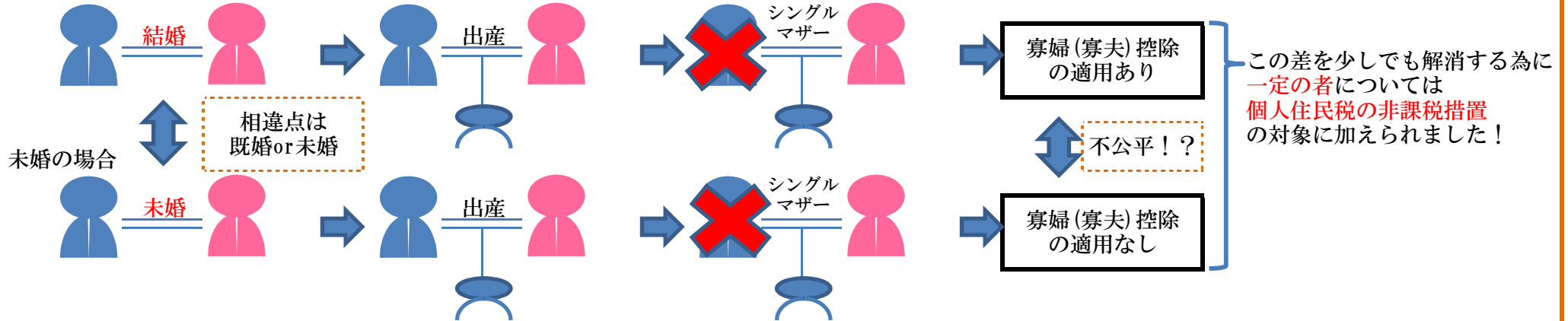
所得税編 ～未婚のひとり親に対する住民税の負担軽減～

婚姻歴の有無により税負担に差が生じている現状を見直すため、未婚のひとり親に対する住民税の負担軽減措置が設けられました。この問題については、子どもの貧困に対応するため、今後も婚姻によらないで生まれた子を持つひとり親への税制上の更なる対応が議論される予定です。

▶ 改正の影響

増税	減税
—	△

【改正の内容】  
結婚している場合



～適用が受けられる一定の者～

①	児童扶養手当の支給を受けている児童(注1)の父又は母のうち、現に婚姻をしていない者又は配偶者の生死の明らかでない者(注2) (注1) 父又は母と生計を一にする子で前年の総所得金額等の合計額が48万円以下であるもの (注2) これらの者の前年の合計所得金額が135万円を超える場合を除く
②	個人住民税の申告書、給与所得者の扶養親族申告書及び給与支払報告書等について、上記①の者に該当する旨の記載をし申告することとする等の所要の処置を講ずる。

【ポイント】

- 適用時期:2021年度以後の個人住民税について適用
- 留意事項:上記②に記載されているように、改正後は給与支払報告書等の記載箇所が増える可能性があります。

所得課税編 ～森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）の創設～

森林の状況においては、所有者不明の森林の増加、境界未確定の森林の存在、パリ協定における温室効果ガス排出削減、土砂崩れなどの災害の防止等が大きな課題となっており、市町村が実施する森林整備等が強く求められ、その財源確保のため、2019年度税制改正で創設することが定められていました。

▶ 改正の影響

増税	減税
△	—

【改正の内容】

①森林環境税（仮称）の創設

	項目	改正案
国税の徴収	納税義務者	国内に住所を有する個人
	税率	年額1,000円
	賦課徴収	賦課徴収は、市町村において、個人住民税と併せて行われる
	国への払込み	市町村は、森林環境税（仮称）として納付された額を都道府県を經由して国に払い込む
	施行期日	2024年度から課税
	その他	個人住民税に準じて非課税の範囲、減免、納付、罰則等に関する所要の措置が講じられる

②森林環境譲与税（仮称）の創設

	項目	改正案
地方への分配	基本的な仕組み	森林環境税（仮称）の収入額に相当する額を森林環境譲与税（仮称）として市町村及び都道府県に対して譲与する
	使途及び公表	市町村：間伐、人材育成・担い手の確保、木材利用の促進等（使途等は公表） 都道府県：森林整備を実施する市町村の支援等（ " ）
	施行期日	2019年度から譲与（2019年度～2023年度には借入金 that 充てられ、2024年度～2032年度は借入金の償還及び利子を控除した残額を譲与する）

【ポイント】

○ 森林環境税は、2023年度に課税が終了する復興住民税（年1,000円）に代替して課税されます。



法人税編 ～研究開発税制の見直し～

少子高齢化の中で持続的な成長を実現していくために、イノベーションを促進する研究開発への取り組みを後押しする観点から、オープンイノベーションの対象範囲を拡充するなど、研究開発税制を見直されました。

▶ 改正の影響

増税	減税
—	△

【改正の内容】

◆総額型の見直し

①	～控除税額の上限引き上げ～ 研究開発を行う一定のベンチャー企業の控除税額の上限が当期の法人税額の40%（現行：25%）へ引き上げられます。 ※「研究開発を行う一定のベンチャー企業」とは設立後10年以内の法人のうち当期において翌期繰越欠損金（法人等を除く。）を有するもの。						
②	～税額控除率の見直し～ <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">現行</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">改正案</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○増減試験研究費割合が5%超 ⇒ 9% + (増減試験研究費割合 - 5%) × 0.3 (上限14%)</td> <td>○増減試験研究費割合が8%超 ⇒ 9.9% + (増減試験研究費割合 - 8%) × 0.3 (上限14%)</td> </tr> <tr> <td>○増減試験研究費割合が5%以下 ⇒ 9% - (5% - 増減試験研究費割合) × 0.1 (下限6%)</td> <td>○増減試験研究費割合が8%以下 ⇒ 9.9% - (8% - 増減試験研究費割合) × 0.175 (下限6%)</td> </tr> </tbody> </table>	現行	改正案	○増減試験研究費割合が5%超 ⇒ 9% + (増減試験研究費割合 - 5%) × 0.3 (上限14%)	○増減試験研究費割合が8%超 ⇒ 9.9% + (増減試験研究費割合 - 8%) × 0.3 (上限14%)	○増減試験研究費割合が5%以下 ⇒ 9% - (5% - 増減試験研究費割合) × 0.1 (下限6%)	○増減試験研究費割合が8%以下 ⇒ 9.9% - (8% - 増減試験研究費割合) × 0.175 (下限6%)
現行	改正案						
○増減試験研究費割合が5%超 ⇒ 9% + (増減試験研究費割合 - 5%) × 0.3 (上限14%)	○増減試験研究費割合が8%超 ⇒ 9.9% + (増減試験研究費割合 - 8%) × 0.3 (上限14%)						
○増減試験研究費割合が5%以下 ⇒ 9% - (5% - 増減試験研究費割合) × 0.1 (下限6%)	○増減試験研究費割合が8%以下 ⇒ 9.9% - (8% - 増減試験研究費割合) × 0.175 (下限6%)						
③	～試験研究費の額が平均売上金額の10%超の場合の特例～ ②で算出した率に、一定の控除割増率を乗じて計算した率を加算する措置を設けることにより、高水準型は廃止となります。						

◆中小企業技術基盤強化税制の見直し

①	増減試験研究費割合が5%を超える場合の特例を8%を超える場合の特例に見直しになります。 また、上記③と同様に試験研究費の額が平均売上高の10%を超える場合には税額控除率が割増しとなります。
---	---

◆オープンイノベーション型の見直し

①	対象となる試験研究費の額に一定の要件を満たす企業間の委託研究に係る費用の額が追加されます。（税額控除率20%）
②	研究開発型ベンチャー企業との共同研究及び研究開発型ベンチャー企業への委託研究に係る税額控除率が25%となります。
③	控除税額の上限が当期の法人税額の10%へ引き上げられます。（現行：5%）

【ポイント】

○ 適用時期：2019年4月1日以後開始事業年度から適用されます。

法人税編 ～中堅・中小・小規模事業者支援～

地域経済の中核を担う中小企業は深刻な人手不足に直面しており、生産性向上や経営に対する支援を強化していく必要があります。このため、中小企業の設備投資を促進し、経営を支援する観点から、各種制度の適用期限が延長され、また、一部の制度については制度の拡充が検討されています。

▶ 改正の影響

増税	減税
—	○

【改正の内容】

- (1) 中小企業者等の法人税の軽減税率の特例の適用期限が**2年延長**されます。
- (2) 中小企業投資促進税制の適用期限が**2年延長**されます。
- (3) 中小企業経営強化税制の適用期限が**2年延長**されます。  
※特定経営力向上設備等の範囲の明確化、適正化がなされます。
- (4) 特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は税額控除制度について適用期限が2年延長され、**以下の要件が追加**されました。

①	経営改善設備の投資計画の実施を含む経営改善により売上高又は営業利益の伸び率が年2%以上となる見込みであることについて認定経営革新等支援機関等の確認を受けること
②	2019年4月1日以後に取得等する経営改善設備であること

※ 2019年4月1日前に交付を受けた経営改善指導助言書類に係る経営改善設備のうち、同年9月30日までに取得等したのものについては上記の確認を受けることを不要とする経過措置が講じられています。

- (5) 地域未来投資促進税制について、**以下の措置を講じた上で**、その適用期限が**2年延長**されます。

制度の拡充要件		改正案
①	前事業年度の付加価値額 $\geq$ 前々事業年度の付加価値額 $\times 108\%$	特別償却率が40% $\rightarrow$ <b>50%</b> に引き上げ 税額控除率が4% $\rightarrow$ <b>5%</b> に引き上げ
②	承認地域経済牽引事業の実施場所が2017年7月31日以前に発生した特定非常災害により生産活動の基盤に著しい被害を受けた地区である場合	計画承認日が特定非常災害発生日から <b>5年</b> (現行:3年)を経過していないときは、先進性にかかる要件を満たすものとする
③	—	適用投資額の上限が100億円 $\rightarrow$ <b>80億円</b> に引き下げ

【ポイント】

- 適用範囲:上記(2)から(5)は所得税においても同様です。
- 適用期間:2021年3月31日まで適用期間が延長されます。

## 法人税編 ～事業継続力強化計画等(仮称)～

中小企業に対して、事業活動に災害が与える影響を踏まえて事前防災を促進する観点から、中小企業が行った防災・減災設備への投資を対象に、特別償却ができる制度が創設されました。

### ▶ 改正の影響

増税	減税
—	△

### 【改正の内容】

中小企業等経営強化法の改正を前提に、青色申告書を提出する中小企業者のうち、同法の事業継続力強化計画又は連携事業継続力強化計画(仮称)の認定を受けた者が**特定事業継続力強化設備等**を取得して、事業の用に供した場合、**取得価額の20%**の特別償却が出来るようになりました。

#### ～特定事業継続力強化設備等とは～

中小企業等経営強化法の事業継続力強化設備等(仮称)として**認定事業継続力強化計画又は認定連携事業継続力強化計画(仮称)**に記載された以下のものをいいます。

資産の種類	金額の要件
機械装置	1台又は1基の取得価額が <b>100万円以上</b> のもの
器具備品	1台又は1基の取得価額が <b>30万円以上</b> のもの
建物附属設備	一の取得価額が <b>60万円以上</b> のもの

#### ～適用可能な中小企業者～

租税特別措置法に定める中小企業者その他これに準ずる法人をいいます。

### 【ポイント】

- 適用範囲：所得税においても同様です。
- 適用時期：2021年3月31日までの間に取得して事業の用に供することが必要です。

## 法人税編 ～みなし大企業の範囲拡大～

中小企業を支援するという中小企業関連税制の本来の趣旨に鑑み、大企業の資本に支えられる子会社等は租税特別措置法上の大企業とみなされ、中小企業関連税制の対象から除外されることになります。一方で、事業承継ファンドを通じて中小機構に一定割合以上株式を保有される中小企業については、中小企業関連税制を適用できるよう要件が緩和されます。

### ▶ 改正の影響

増税	減税
○	△

### 【改正の内容】

#### ● 租税特別措置法上のみなし大企業とは

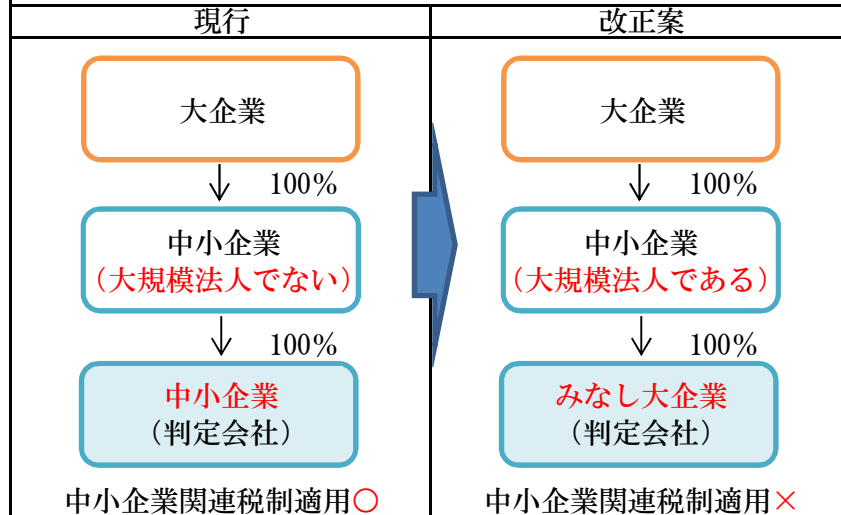
- ・ 同一の**大規模法人**に発行済株式の1/2以上を直接保有されている資本金1億円以下の法人
  - ・ 複数の**大規模法人**に発行済株式の2/3以上を直接保有されている資本金1億円以下の法人
- ※大規模法人：資本金1億円超の法人、非出資で従業員数1,000人超の法人

大規模法人の範囲を改正！

#### ① みなし大企業の範囲拡大

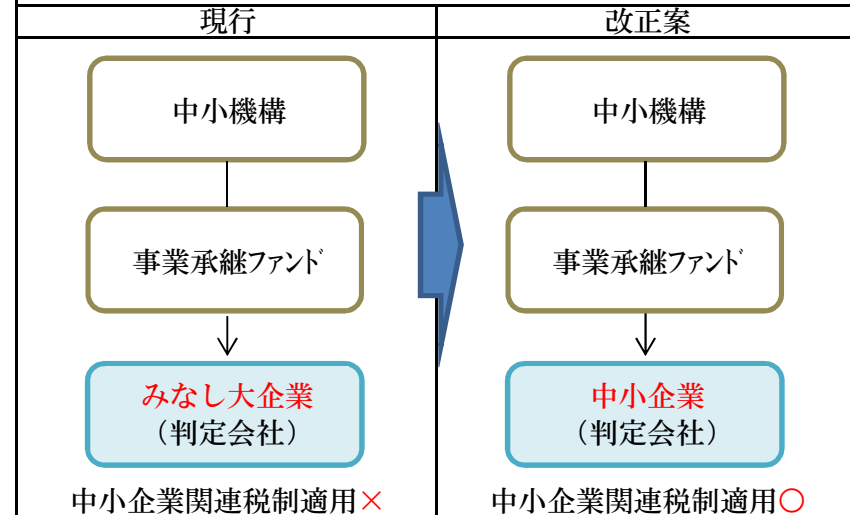
大規模法人に次の法人を加える。

- イ 大法人の100%子法人
- ロ 100%グループ内の複数の大法人に全株式を保有される法人



#### ② 事業承継ファンドを通じた中小機構の株式の除外

中小企業等経営強化法の事業再編投資計画の認定に係る投資事業有限責任組合の組合財産である株式を発行した中小企業者について、みなし大企業の判定における大規模法人の有する株式等から、当該組合に係る組合員の出資した中小企業基盤整備機構の有する株式を除外する。



#### ● 対象となる税制措置

本改正が対象とする中小企業関連税制は、①中小企業投資促進税制、②商業等活性化税制、③中小企業経営強化税制、④被災代替資産等の特別償却制度、⑤事業継続力強化税制（新設）の5つです。

## 法人税編 ～法人事業税の税率改正～

2019年10月1日以後に開始する事業年度から法人事業税が改正され、特別法人事業税（仮称）が創設されます。

### ▶ 改正の影響

増税	減税
—	—

### 【改正の内容】

法人の種類	課税所得	現行	改正案	特別法人事業税（仮称）の標準税率
資本金1億円超の普通法人の所得割の標準税率	年400万円以下の所得	1.9%	0.4%	資本金1億円超の法人に係る所得割額の260%
	年400万円超800万円以下の所得	2.7%	0.7%	
	年800万円超の所得	3.6%	1%	
資本金1億円以下の普通法人の所得割の標準税率	年400万円以下の所得	5%	3.5%	資本金1億円以下の普通法人等の所得割額の37%
	年400万円超800万円以下の所得	7.3%	5.3%	
	年800万円超の所得	9.6%	7%	
特別法人の所得税割の標準税率	年400万円以下の所得	5%	3.5%	資本金1億円以下の特別法人等の所得割額の34.5%
	年400万円の所得	6.6%	4.9%	
	(特定の協同組合等の年10億円超の所得)	7.9%	5.7%	
電気供給業、ガス供給業及び保険業を行う法人の収入割の標準税率	収入金額	1.3%	1%	法人事業税の収入割額の30%

### ※実効税率の参考資料

資本金1億円以下の普通法人で軽減税率適用法人かつ不均一課税適用法人の所得800万円超部分を前提にしています。

税区分	課税標準	2018年4月1日以後 開始事業年度	2019年10月1日以後 開始事業年度(改正前)	2019年10月1日以後 開始事業年度(改正後)
法人税	課税所得	23.2%	23.2%	23.2%
地方法人税	基準法人税額	4.4%	10.3%	10.3%
都道府県民税	基準法人税額	3.2%	1.0%	1.0%
市町村民税	基準法人税額	9.7%	6.0%	6.0%
法人事業税所得割	法人所得	6.7%	9.6%	7.0%
特別法人事業税	所得割	0.0%	0.0%	37.0%
地方法人特別税	所得割	43.2%	0.0%	0.0%
実効税率		33.58%	33.58%	33.58%

標準税率が変更され、特別法人事業税が創設されますが、実効税率に変動はありません。

※地方税率については、大阪府及び堺市の税率を採用しています。

### 【ポイント】

- 2019年10月1日以後に開始する事業年度から適用開始
- 法人事業税の税率改正及び特別法人事業税の創設によって、税率が変更されていますが、**実効税率に変更はありません。**

法人税編 ～医療保険業を営む法人の優遇措置～

- ①一定規模以上の勤務時間短縮用設備を取得した場合、その取得価額の15%の特別償却ができるようになります。  
 ②構想適合病院用建物等を取得した場合、その取得価額の8%の特別償却ができるようになります。

▶ 改正の影響

増税	減税
—	△

【改正の内容】

①勤務時間短縮用設備の特別償却制度の創設

対象法人	青色申告書を提出する法人で医療保険業(法令5条1項29号)を営むもの
適用期間	2019年4月1日から2021年3月31日までの間に取得したもの
要件	イ 勤務時間短縮用設備の取得 勤務時間短縮用設備とは、器具備品(医療用機器を含む)及びソフトウェアのうち、一定の計画に基づき取得する1台または1基の取得価額等が30万円以上のものをいいます。 ロ 一定の計画 医療勤務環境改善支援センターの助言を受けて作成する医師の勤務時間を短縮するための計画で、その長及び都道府県による医師の勤務時間の短縮に資するものである旨の確認を受けた計画に限ります。

②構想適合病院用建物の特別償却制度の創設

対象法人	青色申告書を提出する法人で医療保険業(法令5条1項29号)を営むもの
適用期間	2019年4月1日から2021年3月31日までの間に取得したもの
要件	～構想適合病院用建物等の取得等～ 医療法の構想区域等内において取得等をする病院用または診療所の建物及びその附属設備のうち、次に掲げる要件のいずれかを満たすもので、病床数の増減に資するものであることについて、都道府県の確認を受けたものをいいます。 イ 既存の病院用または診療所の建物等について、その用途を廃止し、これに代わるものとして新たに建設されるもの ロ 改修により既存の病院用又は診療所の建物等において、機能区分に応じた病床数が増加する改修工事であること ※ 医療法の地域医療構想とは、2025年の医療需要や病床の必要量や目指すべき医療提供体制を実現するための政策で、構想区域は、都道府県が定めています。

【ポイント】

- 2019年4月1日から2021年3月31日までの間に取得等したものが対象になります。  
 ○ 勤務時間短縮用設備の特別償却の特例を適用するためには、計画を作成し、都道府県の確認を受ける必要があります。  
 また、今後の情報次第になりますが、勤務医を雇用する法人が対象で、一人医師医療法人では適用が出来ない可能性も考えられます。

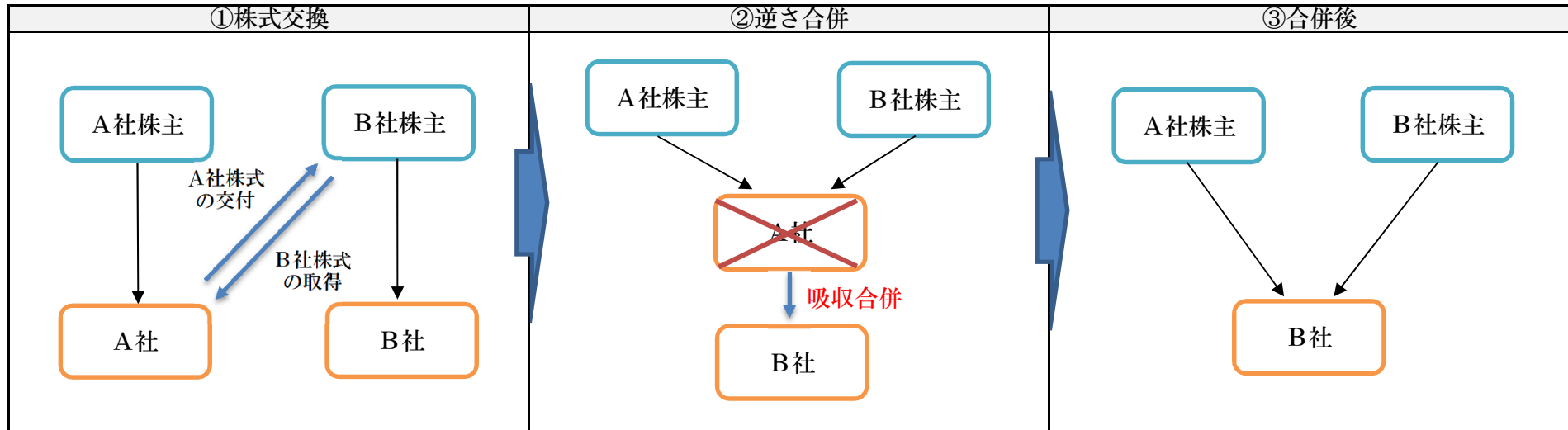
法人税編 ～組織再編税制の改正①～

株式交換等の後に行う逆さ合併についての適格要件緩和

▶ 改正の影響

増税	減税
—	—

【改正の内容】



株式交換時に、株式交換完全親法人を被合併法人とする適格合併が見込まれている場合は、当該適格合併に係る合併法人が株式交換完全子法人株式を継続保有する見込みであることが必要です。したがって、②のように株式交換完全子法人であるB社が株式完全親法人であるA社を適格吸収合併する場合には、当該適格合併に係る合併法人と株式交換完全子法人とが同一法人となり、前記の要件を満たさなくなります。

そこで今回の改正では、株式交換後にこのような逆さ合併が見込まれる場合においても適格株式交換に該当するものとして取り扱うこととされました。

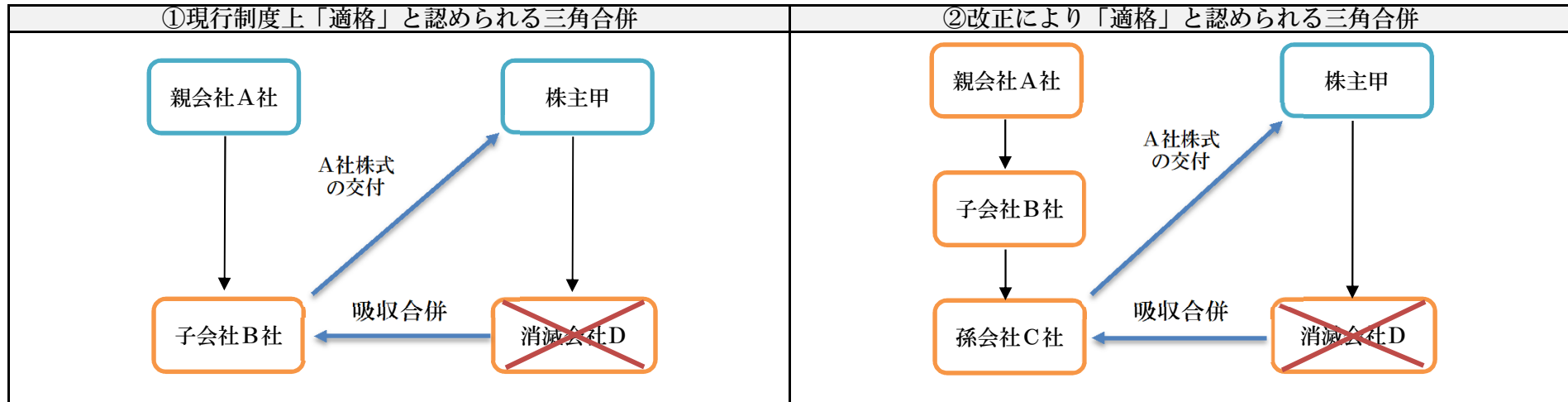
法人税編 ～組織再編税制の改正②～

三角合併における交付株式要件の緩和

▶ 改正の影響

増税	減税
—	○

【改正の内容】



現行制度において、三角合併が適格要件を満たすには、合併対価として子会社株式を直接保有する完全親会社の株式のみを交付する必要があります。したがって②のように、三角合併により孫会社が祖父会社株式を交付した場合は適格要件を満たさないことになります。今回の改正では、このような孫会社の三角合併についても適格要件を満たすこととされました。

◆旧株式の譲渡損益の繰延

適格要件のみでなく、被合併法人の株主における旧株式の譲渡損益を繰り延べる要件についても上記と同様に改正されます。上記②の場合において、株主甲が保有するD社株式の譲渡損益の計上は繰り延べられることになります。(所得税についても同様の改正がなされます。)

【ポイント】

○ 三角合併の規定は合併のみでなく、分割や株式交換にも定めがあります。本改正も分割や株式交換も対象となっています。



法人税編 ～役員給与における業績連動給与の手続要件の見直し～

業績連動給与の決議機関における手続要件について改正案です。

▶ 改正の影響

増税	減税
—	—

【改正の内容】

①	報酬委員会又は報酬諮問委員会(以下、「報酬委員会等」)を設置する法人の業務執行役員が報酬委員会等の委員でないことの要件を除外
②	<p>業務執行役員が自己の業績連動給与の決定に係る決議に参加していないことの要件を追加</p> <p style="text-align: center;">参加OK</p> <p style="text-align: center;">報酬委員会又は報酬諮問委員会</p>
③	報酬委員会等の委員の過半数が独立社外役員であることの要件を追加
④	<p>上記③の独立社外役員の全てが業績連動給与の決定に賛成していることの要件を追加</p> <p style="text-align: center;">過半数が独立社外役員</p> <p style="text-align: center;">報酬委員会又は報酬諮問委員会</p>
⑤	監査役会設置会社における監査役の過半数が適正書面を提出した場合の取締役会の決定の手続きを除外
⑥	監査等委員会設置会社における監査等委員の過半数が賛成している場合の取締役会の決定の手続きを除外

【ポイント】

- 上記の改正は、2019年4月1日以後に支給に係る決議をする給与について適用します。  
 なお、同日から2020年3月31日までの間に支給に係る決議をする給与については、現行の手続きによる業績連動給与の損金算入が認められます。

法人税編 ～過大支払利子税制の見直し～

多国籍企業について、過度な利払いを通じて所得を海外に逃がす行為を防ぐ過大支払利子税制においては、利子の損金算入制限に関し、対象利子の範囲の拡大及び損金算入限度額の算定方法の見直し等により税収が損なわれないための措置が講じられました。

▶ 改正の影響

増税	減税
○	—

【改正の内容】

項目	現行	改正案
(1) 対象となる純支払利子等の額	その法人の <b>関連者等に対する</b> 支払利子等の額で、その関連者等の課税対象所得に含まれない一定の金額の合計額から控除対象受取利子等合計額を控除した残額	<b>支払利子等の額から「(2)対象外支払利子等の額」を控除した残額</b> の合計額から控除対象受取利子等合計額を控除した残額
(2) 対象外支払利子等の額	—	① ②以外の支払利子等で次に掲げる金額 イ 支払利子等を受ける者においてわが国の課税所得に含まれる支払利子等の額 ロ 一定の公共法人に対する支払利子等の額 ハ 借入れと貸付けの対応関係が明らかな債券現先取引等に係る支払利子等の額 ② 特定債券利子等に係る支払利子等で非関連者に対する一定の金額
(3) 調整所得金額	青色欠損金の繰越控除等一定の規定を適用しないで、かつ、寄附金の全額を損金の額に算入して計算した所得金額に <b>関連者純支払利子等の額、減価償却費の損金算入額及び貸倒損失の損金算入額</b> を加算等した一定の金額	① 当期の所得金額に加算する金額から受取配当等及び外国子会社配当等の益金不算入額を除外 ② 当期の所得金額から減算する金額から法人税額から控除する所得税額の損金不算入額を除外
(4) 損金算入限度額	調整所得金額× <b>50%</b>	調整所得金額× <b>20%</b>
(5) 適用免除基準	① 関連者純支払利子等の額≤ <b>1,000万円</b> ② 関連者支払利子等の額の合計額≤一定の支払利子等の額の合計額×50%	① 対象純支払利子等の額≤ <b>2,000万円</b> ② イ÷ロ≤20% イ 内国法人及びその子会社の対象純支払利子等合計額から対象純受取利子等合計額を控除した残額 ロ 内国法人及びその子会社の調整所得金額合計額から調整損失金額合計額を控除した残額
(6) 超過利子額の損金算入	前7年以内に開始した事業年度においてこの規定により損金不算入とされた金額は、その事業年度の <b>関連者純支払利子等の額が「(4) 損金算入限度額」に満たない場合</b> のその差額を限度として損金の額に算入する	前7年以内に開始した事業年度においてこの規定により損金不算入とされた金額は、その事業年度の <b>対象純支払利子等の額が「(4) 損金算入限度額」に満たない場合</b> のその差額を限度として損金の額に算入する <b>※修正申告等でもその適用を受けることができる</b>

【ポイント】

○ 適用時期：2020年4月1日以後に開始する事業年度（(6) ※部分は2020年4月1日以後に申告期限が到来する法人税）

## 法人税編 ～移転価格税制の見直し～

移転価格税制においては、独立企業間価格の算定方法を整備するとともに、一定の価値評価の困難な無形資産の取引に関して税務当局が取引後の事実関係を参照して取引価格の適切性を検証することが可能となるよう、OECD移転価格ガイドラインの改定内容等を踏まえた見直しが行われました。

▶ 改正の影響

増税	減税
—	—

【改正の内容】

項目	改正案
(1) 移転価格税制の対象となる無形資産の明確化	移転価格税制の対象となる無形資産は、法人が有する資産のうち、 <b>有形資産及び金融資産（現金、預貯金、有価証券等）以外の資産</b> で、独立の事業者の間で通常取引の条件に従って譲渡・貸付け等が行われるとした場合に <b>対価の支払いが行われるべきもの</b> とする。
(2) 独立企業間価格の算定方法の整備	OECD移転価格ガイドラインにおいて比較対象取引が特定できない無形資産取引等に対する価格算定方法として有用性が認められている <b>ディスカウント・キャッシュ・フロー法（DCF法）を加える</b> 。
(3) 特定無形資産取引に係る価格調整措置の導入	評価困難な無形資産に係る取引（特定無形資産取引）に係る独立企業間価格の算定の基礎となる予測と結果が相違した場合には、税務署長は、その無形資産取引に係る結果及びその相違の原因となった事由の発生の可能性を勘案して、その特定無形資産取引に係る <b>最適な価格算定方法により算定した金額</b> を独立企業間価格と <b>みなして更正等</b> をすることができることとする。ただし、上記により算定した金額と当初取引価格との相違が <b>20%以内の場合は除外</b> 。
(4) 移転価格税制に係る更正期間等の延長	移転価格税制に係る法人税の更正期間及び更正の請求期間等を <b>7年（現行6年）に延長</b> する。
(5) 差異調整方法の整備	比較対象取引の利益率を参照する価格算定方法に係る差異調整について、定量的に把握することが困難な差異があるために必要な調整を加えることができない場合には、いわゆる <b>四分位法</b> に基づく方法により差異調整を行うことができることとする。

※ OECD移転価格ガイドライン

OECD租税委員会が、多国籍企業に関する移転価格及びそれに関連する税務上の問題について、各国の税務当局と多国籍企業双方にとっての解決の方策を示した指針をいいます。

【ポイント】

- 適用時期  
2020年4月1日以後に開始する事業年度の法人税及び2021年分以後の所得税について適用

その他 ～大法人の電子申告義務化に伴う措置～

経済社会のICT化等が進展する中で税務手続においてもICTの活用を推進が重要であることから、2018年度税制改正において大法人の電子申告が義務化されましたが、今回はその運用を円滑にするため、添付書類提出の柔軟化及び電子申告が困難である場合の宥恕措置が設けられました。

▶ 改正の影響

増税	減税
—	—

【改正の内容】

【申告書の添付書類提出に係る措置】

項目	改正案
①添付書類の提出方法の柔軟化	大法人が法人住民税・法人事業税の確定申告書等を提出する際の添付書類の提出については、その添付書類に記載すべき事項等を、電子申告に代えて、その事項を記録した光ディスク等を提出する方法により提供することができます。

【電子申告が困難であると認められる場合の宥恕措置】

項目	改正案
②地方団体の長の承認による書面提出	上記①の大法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により電子申告をすることが困難な場合において、書面により①の申告書を提出できると認められるときは、地方団体の長の承認を受けて、上記①の申告書及び添付書類を書面提出できます。
③所轄税務署長の承認による書面提出	上記①の大法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により電子申告をすることが困難な場合において、書面により法人税及び地方法人税の確定申告書等を提出できると認められ、書面により提出することについて納税地の所轄税務署長の承認を受けたときは、上記①の申告書の書面提出について、上記②の地方団体の長の承認があったものとみなされます。
④総務大臣の告示による書面提出	上記①の大法人がeLTAXの障害により電子申告することが困難な場合において、総務大臣が告示を行ったときは、上記①の大法人は、上記①の申告書及び添付書類を書面提出できます。

【ポイント】

- 適用時期  
2020年4月1日から適用

資産税編 ～個人版事業承継税制の創設～

2018年度税制改正における法人の事業承継税制に続き、個人事業者においても円滑な事業承継を促進するために新たな相続税・贈与税の納税猶予制度が創設されます。

▶ 改正の影響

増税	減税
—	○

【改正の内容】

項目	内容
被相続人(贈与者)の要件	相続開始前に青色申告の承認を受けていること
相続人(受贈者)の要件	①相続開始後において青色申告の承認を受けていること ②承継計画に記載された後継者であり、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律の規定による認定を受けていること
対象となる資産 (特定事業用資産)	被相続人の事業(不動産貸付業を除く)の用に供されていた次の資産で貸借対照表に計上されているもの ①土地(面積400㎡までの部分に限る) ②建物(床面積800㎡までの部分に限る) ③建物以外の減価償却資産(固定資産税等の課税対象となっているもの等)
承継計画の提出	認定経営革新等支援機関の指導及び助言を受けて作成したもので、2019年4月1日から2024年3月31日までの間に提出されたもの
対象となる期間	2019年1月1日から2028年12月31日までの間の相続又は贈与が対象
納税猶予額	相続等により取得した特定事業用資産の課税価格に対応する金額
猶予税額の納付	①認定相続人が特定事業用資産に係る事業を廃止した場合は猶予税額の全額を納付 ②認定相続人が特定事業用資産の譲渡等をした場合には、その譲渡等をした部分に対応する猶予税額を納付する
猶予税額の免除	①認定相続人がその死亡の時まで特定事業用資産を保有し、事業を継続した場合 ②認定相続人が一定の身体障害等に該当した場合
法人成り	認定相続人が相続税の申告期限から5年経過後に特定事業用資産を現物出資し、会社を設立した場合に一定の要件を満たすことで、納税猶予を継続することが出来ます。

【ポイント】

本制度はあくまでも納税が「猶予」されるものです。事業に係る納税が免除されるわけではないので注意しましょう。  
また本制度の適用を受ける場合に、特例事業用宅地等に係る小規模宅地の特例との併用が出来ません。  
いずれか一方の特例を選択することになりますので注意が必要です。

資産税編 ～教育資金等贈与・結婚子育ての非課税措置の見直し～

- ①教育資金等贈与の非課税措置は一定の要件を追加した上で、適用期間を2年延長します。  
 ②結婚子育て資金贈与も同様に一定の要件を追加した上で、適用期間を2年延長します。

▶ 改正の影響

増税	減税
△	—

【改正の内容】

①教育資金等贈与の非課税制度

追加される一定の要件	
イ	信託等をする日の属する年の前年の受贈者の合計所得金額が1,000万円を超える場合には、本制度は適用されなくなりました。 ※2019年4月1日以後の信託等から適用が開始されます。
ロ	教育資金範囲から学校等以外に支払われる金銭で、受贈者が23歳に達した日の翌日以後に支払われるもののうち、教育に関する役務提供の対価、スポーツ・文化芸術に関する活動等に係る指導の対価などが除外されます。 ただし、教育訓練給付金の対象になる教育訓練を受講するための費用は除外されません。 ※2019年7月1日以後に支払われる教育資金について適用します。
ハ	信託等をした日から教育資金管理契約の終了の日までの間に贈与者が死亡した場合、受贈者が当該贈与者からその死亡前3年以内に信託等により取得した信託受益権等について、本措置を受けた事があるときはその死亡の日における管理残額を、その受贈者がその贈与者から相続または遺贈により取得したものとみなされます。 なお、以下のいずれかに該当する場合はこの限りではありません。 A. 受贈者が23歳未満である場合 B. 受贈者が学校等に在学している場合 C. 受贈者が教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講している場合 ※2019年4月1日以後に贈与者が死亡した場合について適用します。 ただし、同日前に信託等により取得した信託受益権等の価額については対象外です。

23～30歳未満の子や孫は、これまで非課税だった趣味・習い事について、対象外になりました。

※受贈者が30歳に達した時に上記BまたはCのいずれかに該当している場合は、管理契約が終了しないものとし、BまたはCが終了した年の12月31日か40歳に達する日のいずれか早い日をもって終了するものとします。

②結婚子育て資金贈与の非課税制度

追加される一定の要件	
イ	信託等をする日の属する年の前年の受贈者の合計所得金額が1,000万円を超える場合には、本制度は適用されなくなりました。 ※2019年4月1日以後の信託等から適用が開始されます。

【ポイント】

- 従来、教育資金等贈与により贈与した場合、贈与者の相続財産に加算されませんでした。今回の改正から一定の要件を満たすもの以外は、原則として相続財産に加算されるようになりました。
- 受贈者の合計所得が1,000万円を超える場合には、これらの非課税措置を受ける事が出来なくなりました。

資産税編 ～民法の改正を絡めた相続税の改正～

民法の改正により2020年4月1日から配偶者居住権の創設が決定しており、これに伴い相続税において配偶者居住権の評価方法を規定することになりました。

▶ 改正の影響

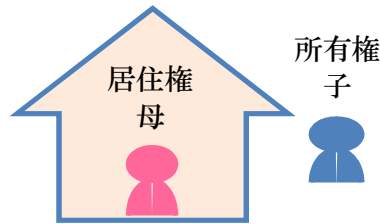
増税	減税
—	—

【改正の内容】

配偶者居住権の評価

$$\text{建物の時価} - \text{建物の時価} \times \frac{\text{残存耐用年数} \times 1 - \text{存続年数} \times 2}{\text{残存耐用年数}} \times \text{複利現価率}$$

- ※1 残存耐用年数とは所得税法に定められている耐用年数に1.5を乗じた年数から経過年数を控除した年数
- ※2 配偶者の平均余命年数又は遺産分割協議書で定めている場合にはその年数



これまで、被相続人の配偶者が自己の居住する不動産の権利を取得する為には、その不動産を取得する必要がありました。不動産を取得することで取得財産が膨らんでしまい、現金をほとんど手にすることができなくなってしまう、という状況が問題視されていました。



時価	居住権の価額 ①	所有権の価額 (時価-①)
	母が取得	子が取得

不動産を「居住権」と「所有権」に分離して相続、遺贈することが可能になりました。居住権を取得した配偶者は原則として、生涯の居住が保証されます。なお、「所有権」は不動産の時価から居住権の価額を控除して求めることとなります。

【ポイント】

- 適用時期  
改正民法の施行時期（2019年4月1日）に合わせて施行されます。

資産税編 ～その他の改正案～

2018年度税制改正における法人の事業承継税制の改正に続き、2019年度税制改正においても一部改正案が出ています。また、特定事業用宅地に係る小規模宅地の特例については、2018年度税制改正の貸付事業用宅地等と同様に、相続開始前3年以内に開始するものは除外されるようになりました。

▶ 改正の影響

増税	減税
—	—

【改正の内容】

(1) 非上場株式等の納税猶予

一般制度及び特例制度について下記の改正がなされます。

①	贈与税の納税猶予における受贈者の年齢要件を18歳以上（現行20歳以上）に引き下げる。
②	一定のやむを得ない事情により認定承継会社等が資産保有型会社・資産運用型会社に該当した場合においてもその該当した日から6月以内にこれらの会社に該当しなくなったときは、納税猶予の取消事由に該当しない。
③	一定の場合の添付書類を不要とする等の手続きの簡素化を行う。

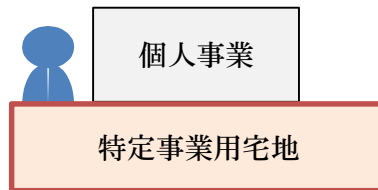
(2) 特定事業用宅地等に係る小規模宅地特例

①内容

特定事業用宅地の範囲から、相続開始前3年以内に事業の用に供された宅地等（当該宅地等の上で事業の用に供されている減価償却資産の価額が当該宅地等の相続時の価額の15%以上である場合を除く）が除外されました。

②適用時期

2019年4月1日以後に相続等により取得する財産に係る相続税について適用されます。ただし、同日前から事業の用に供されている宅地等については適用されません。



特定事業用宅地について、下記の要件を満たす場合には、小規模宅地の特例を引続き適用できます。

- i. 当該宅地について、相続開始前までの間に3年超、事業の用に供している
- ii. 当該宅地について、2019年4月1日より前に事業の用に供している
- iii. 事業の用に供している減価償却資産の合計額が当該宅地の相続時の価額の15%以上



その他 ～自動車関連税制の大幅な見直し～

自動車の「保有」から「利用」への対応及び消費税率の10%への引き上げによる負担軽減のため、自動車保有に係る税負担が恒久的に引き下げられ、また、その財源確保のためエコカー減税・グリーン化特例の対象車種の絞り込まれる大幅な見直しが行われました。

▶ 改正の影響

増税	減税
○	◎

【改正の内容】

			現 行	改正案
購 入		自動車取得税 (消費税増税前まで)	取得価格の3%	—
		燃費課税 (消費税増税後から)	燃費に応じ0~3%	燃費に応じ0~2% (1年間のみ税率を1%分減税)
保 有		自動車税	排気量に応じ29,500円~111,000円	消費税増税後の取得・登録で最大4,500円引き下げ (恒久的な減税) 例) 1,000cc以下：4,500円引き下げ 2,500cc超：1,000円引き下げ
		自動車重量税	0.5トンあたり4,100円	減税の対象となる車種を絞り込み、増税へ
利 用		燃料課税	ガソリン税など	走行距離に応じた課税へ

その他 ～民法改正による年齢要件の引き下げ～

2018年6月13日、若者の積極的な社会参加を促すため、民法の成年年齢を20歳から18歳に引き下げること等の民法改正が行われ、度々ニュースでも取り上げられていました。2019年税制改正大綱においては、この民法改正に伴い、各税目の成年による年齢要件の引下げが盛り込まれました。

▶ 改正の影響

増税	減税
—	○

【改正の内容】

◆ 所得税

項目	改正案	適用時期
N I S A	居住者等が非課税口座を開設することができる年齢要件を18歳以上（現行20歳以上）に引き下げる。	2023年1月1日以後に設けられる口座から適用する。
ジュニアN I S A	居住者等が未成年者口座の開設並びに非課税管理勘定及び継続管理勘定の設定をすることができる年齢要件を18歳未満（現行20歳未満）に引き下げる。	

◆ 個人住民税

項目	改正案	適用時期
個人住民税の非課税措置	個人住民税の非課税措置における未成年の要件について、改正後民法の未成年と同様にす。	2021年分以後の個人住民税について適用する。

◆ 相続税

項目	改正案	適用時期
未成年者控除	未成年者控除の対象となる相続人の年齢を18歳未満（現行20歳未満）に引き下げる。	2022年4月1日以後に相続等により取得する財産に係る相続税又は贈与税について適用する。
相続時精算課税	受贈者の年齢要件を18歳以上（現行20歳以上）に引き下げる。	
直系尊属からの贈与に係る贈与税率の特例		
相続時精算課税適用者の特例		
非上場株式等に係る贈与税の納税猶予制度（特例を含む）		